

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

平成28年3月29日

告示第48号

改正 令和3年3月31日 告示第67号

令和6年3月29日 告示第50号

令和7年3月21日 告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から命を守るため、甲州市住宅・建築物耐震化促進計画に基づき既存木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 所在地が市内であり、かつ、次の全てに該当するものをいう。
 - ア 個人が所有するもの
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来工法で建築されたもの
 - ウ 2階建て以下のもの
 - エ 長屋及び共同住宅以外のもの（借家を除く。）
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
 - イ 一般社団法人日本建築防災協会（以下この条において「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断又は精密診断
 - ウ 協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断
- (3) 総合評点 木造住宅耐震診断による総合評点をいう。
- (4) 耐震シェルター 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るため、住宅内に設置する一部屋型又はベッド型の装置で、市長が認めたものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 既存木造住宅の所有者又は当該住宅に居住する者であること。

イ 既存木造住宅の所有者又は居住者との関係が3親等以内の親族であること。

(2) 市税等を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅（市が実施する住宅耐震等に係る補助金のうち市長が定めるものの交付を受けた住宅を除く。）の1階部分に耐震シェルターを設置する事業とする。

2 補助金の交付は、補助金の交付の対象となる既存木造住宅1戸につき1回限りとする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち市長が認める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費以内で市長が定める額とし、既存木造住宅一戸当たり36万円を限度とする。

(補助金交付申請及び決定)

第7条 規則第2条の規定による申請は、甲州市耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添付して行うものとする。

2 規則第4条の規定による通知は、甲州市耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(計画の変更等)

第8条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲州市耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 耐震シェルター設置に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、甲州市耐震シェルター設置事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに甲州市耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 申請者が、設置事業の中止又は廃止をしようとする場合は、甲州市耐震シェルター設置事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（着工の届出）

第10条 申請者は、補助対象事業に着手したときは、甲州市耐震シェルター設置事業着工届（様式第8号）に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第6条の規定による実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、甲州市耐震シェルター設置事業完了実績報告書（様式第9号）に別に定める関係書類を添付して行ものとする。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第7条の規定による通知は、甲州市耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に甲州市耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取り消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助

金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第16条 補助事業者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月2日から施行し、平成21年度分予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和6年3月29日甲州市告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月21日甲州市告示第34号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、耐震シェルターの設置を行いたいので、次のとおり申請します。

なお、甲州市耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第 4 条に定める、対象住宅、対象工事を実施することを確認するために市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録現票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

住 宅 の 概 要	住宅の所在地				
	住宅の種類	専用住宅 ・ （ ） 併用住宅			
	建築年次	昭和	年	月	完成
	階数		延べ床面積	m ²	
	併用住宅の住宅以外の面積	m ²			
	耐震シェルターを設置する場所				
	住宅の所有者 及び同居者	所有者との続柄	氏名	生年月日	年齢
		本人		M・T・S・H 年 月 日	
			M・T・S・H 年 月 日		

				M・T・S・H 年 月 日	
				M・T・S・H 年 月 日	

工 事 費 等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日
	総設置工事費	円
	耐震シェルターの規格	既製品・構造設計一級建築士の設計品
	補助対象工事費	円
	補助申請額	円

※添付書類

- (1) 耐震シェルター設置工事見積書
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 耐震シェルター等設置計画書
 - ①案内図、平面図
 - ②耐震シェルター設置計画図、その他補強方法を示す図書
- (4) その他、市長が必要と認める書類
 - ①市税に未納がないことの証明書
 - ②住民票（既存木造住宅に居住している場合であって、当該住宅を所有していない場合）
- ③既存木造住宅の所有者または居住者との関係が三親等以内であることを証明できる書類（申請者が既存木造住宅の所有者及び居住者のいずれにも該当しない場合）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました次の住宅に関する甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の種類
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年間は保管しなければならない。

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業の計画を次のとおり変更したいので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の基準に基づき申請します。

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 変更事項

（1） 施工箇所及び施工方法の変更

（2） 補助金額の変更

（3） その他

※添付書類

- ・ 耐震シェルター設置工事見積書
- ・ 変更耐震シェルター設置計画書（変更前後の平面図）
- ・ その他変更内容が判断できる書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました、次の住宅に関する甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 変更後の補助金交付決定額 円

4 その他

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり事業の遅滞が生じたので甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、下記の住宅に関する甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書について甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、次のとおり指示します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 指示の内容

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり廃止（中止）したいので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 廃止（中止）の理由

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業着工届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり着工したので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、届け出ます。

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 着工年月日 年 月 日

※工事請負契約書（写し）を添付すること。

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり事業が完了したので、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、報告します。

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 完了の年月日 年 月 日

4 添付書類

- （1） 設置工事契約書及び領収書の写し
- （2） 設置工事写真（施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるもの）
- （3） その他、市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので、
甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 交付決定額 円

4 交付確定額 円

様式第 13 号（第 14 条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、次のとおり補助金を請求します。

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 支払い請求額 円

4 振込先

振 込 先 金 融 機 関 名	金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 店
	預金の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要領

（目的）

第1 この要領は、甲州市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱（平成21年10月2日施行。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（既存木造住宅の判断）

第2 要綱第2条一(1)の規定による昭和56年5月31日以前に着工された住宅とは、市町村の実施する耐震診断を受けたもの、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの、又は、建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものとする。

2 構造、用途については、木造住宅の耐震診断報告書等により、木造及び住宅であることを確認できるものとする。

（総合判定）

第3 総合判定は、山梨県木造住宅耐震診断技術者（建築士の資格を有し、県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。）又はこれと同等と認められる者が診断したもの。

（中間検査）

第4 市長は、要綱第11条に規定する着工届が提出されたときは、当該耐震シェルター設置工事に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査をすることができる。

（協議）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、甲州市の次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 都市計画施設内

附 則

この要領は、平成21年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。